

議案第 6 3 号

川崎市福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

川崎市福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
を次のとおり制定する。

令和 3 年 2 月 2 5 日提出

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する
条例

川崎市福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成 2 4 年川崎市条
例第 7 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」
を「講じなければ」に改める。

第 5 条に次の 1 項を加える。

3 福祉ホームの設置者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民
の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第 7 条第 2 項第 2 号中「第 1 5 条第 2 項」を「第 1 7 条第 2 項」に改め、同
項第 3 号中「第 1 6 条第 2 項」を「第 1 8 条第 2 項」に改める。

第 1 6 条を第 1 8 条とし、第 1 5 条を第 1 7 条とし、第 1 4 条を第 1 6 条と
し、第 1 3 条第 2 項中「設置者は、」の次に「当該」を加え、「必要な措置を
講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同
項に次の各号を加え、同条を第 1 5 条とする。

(1) 当該福祉ホームにおける感染症の予防及びまん延の防止のための対策を
検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（第 1 9 条第 1 号
において「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるも
のとする。）を定期的を開催するとともに、その結果について、職員に周

知徹底を図ること。

(2) 当該福祉ホームにおける感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該福祉ホームにおいて、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第12条中「福祉ホーム」の次に「の設置者」を加え、同条を第13条とし、同条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第14条 福祉ホームの設置者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 福祉ホームの設置者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 福祉ホームの設置者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第11条の次に次の1条を加える。

(勤務体制の確保等)

第12条 福祉ホームの設置者は、利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 福祉ホームの設置者は、当該福祉ホームの職員によってサービスを提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 福祉ホームの設置者は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

4 福祉ホームの設置者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

本則に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第19条 福祉ホームの設置者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該福祉ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該福祉ホームにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- (3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和4年3月31日までの間、改正後の条例（以下「新条例」という。）第2条第4項及び第19条の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。
- 3 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第14条の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。
- 4 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第15条第2項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

参考資料

制 定 要 旨

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、福祉ホームの設置者は、感染症が発生し、又はまん延しないようにするための措置を講じなければならないこととすること等のため、この条例を制定するものである。